

訪問介護において一定回数以上の生活援助中心型サービスを 居宅サービス計画に位置付けた場合の市町村への届出について

生活援助が中心のサービスが通常の一定回数以上居宅サービス計画に位置づけられている場合は、平成30年10月1日以降のプランより、市町村への届出が義務付けられ、地域ケア会議でその内容を検証、是正することになっています。

つきましては、下記の内容をご確認頂き、次のページのフローに従い居宅サービス計画を提出頂きますようお願い致します。

1. 趣旨

訪問介護における生活援助中心型サービスについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市町村への届出を義務付け、そのケアプランについて、市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行うこととしています。

これは、生活援助中心サービスについては、必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題があるという指摘がある一方で、利用者において、様々な事情を抱える場合があることを踏まえて利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけでなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じてケアプランの内容の是正を促すものです。

2. 概要

ケアプランの届出については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第38号)第13条18号の2において、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働省が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。)を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ることとされています。

3. 届出の対象となる訪問介護の種類と回数

○一月あたりの生活援助の利用回数が下記の回数以上の場合

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

※生活援助とは・・・「生活援助が中心である場合」(指定居宅サービス介護給付費算定単位数項目口)のみで、身体介護に引き続き行う生活援助は含みません。

4. 市町村に提出するもの

- 第1表 居宅サービス計画書(1)
- 第2表 居宅サービス計画書(2)
- 第3表 週間サービス計画表
- 第4表 サービス担当者会議の要点
- 第6表 サービス利用票 ※ケアプランの交付月又は翌月の分
- 第7表 サービス利用票別表 ※ケアプランの交付月又は翌月の分
- サービス担当者に対する照会 ※作成している場合
- アセスメントシート ※様式は任意

※ 平成30年10月1日以降に作成または変更し、利用者の同意を得て交付した居宅サービス計画が対象です。

※ 一定回数以上の訪問介護を居宅サービス計画に位置づける場合に、その必要性を居宅サービス計画に記載することが必要となります。

介護保険最新情報VOL629 H30. 3. 23より

○訪問介護が必要な理由について

問134 基準第13条第18号の2に基づき、市町村に居宅サービス計画を提出するにあたっては、訪問介護(生活援助中心型)の必要性について記載することになっているが、居宅サービス計画とは別に理由書の提出が必要となるのか。

(答)

当該利用者について、家族の支援を受けられない状況や認知症等の症状があること、その他の事情により、訪問介護(生活援助中心型)の利用が必要である理由が居宅サービス計画の記載内容から分かる場合には、当該居宅サービス計画のみを提出すれば足り、別途理由書の提出を求めるものではない。

生活援助が中心のサービスが通常の一定回数以上居宅サービス計画フローチャート

